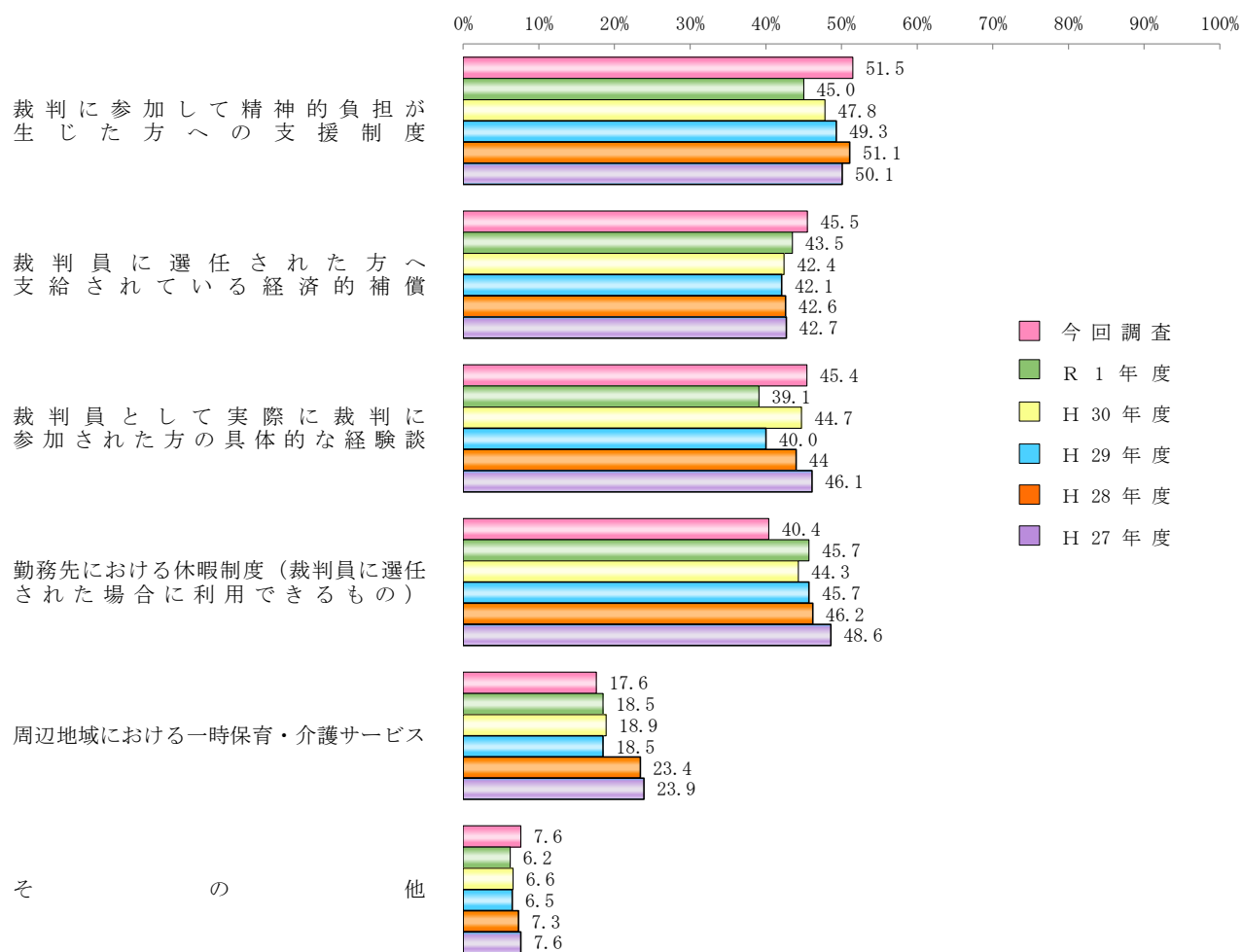


11 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報

【資料2】実際に裁判員を経験された方のうち、43.1%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、97.0%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答されています。(令和元年度アンケート調査結果報告書)

Q11 あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。(M. A.)



(n=2,000, M.T.=207.9%)

裁判員に選ばれると仮定した上で、参加意欲を高めるために必要な情報として、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」が51.5%、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」が45.5%、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」が45.4%、「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」が40.4%、「周辺地域における一時保育・介護サービス」が17.6%などとなっている。

	該当数 (n)	勤務先における 裁判員に選任され 利用できるもの (利用可能なもの)	周辺地域における 一時保育・ 介護サービス	裁判員に選任され た方への経済的補償	裁判に参加して 精神的負担が生じた 方への支援制度	裁判員として 実際に裁判に参加 された方の具体的な 経験談	その他	回答計
TOTAL	2,000	40.4	17.6	45.5	51.5	45.4	7.6	207.9
【性別】								
男性	963	44.3	13.1	49.9	47.5	39.7	7.2	201.7
女性	1,037	36.7	21.8	41.3	55.2	50.7	8.0	213.7
【年齢別】								
20～29歳	230	57.4	21.3	60.0	45.2	43.5	4.3	231.7
30～39歳	274	56.9	25.5	54.4	48.5	43.4	3.6	232.5
40～49歳	358	60.3	19.8	54.2	55.0	43.9	2.8	236.0
50～59歳	312	45.5	14.1	47.1	53.5	48.7	8.3	217.3
60～69歳	306	31.0	13.7	39.5	53.3	46.7	8.5	192.8
70歳以上	520	12.9	14.6	30.8	51.0	45.6	13.5	168.3
【職業別】								
お勤め(正規の社員等)*1	767	59.5	14.7	51.8	50.5	43.4	5.0	224.8
お勤め(派遣社員)	28	42.9	14.3	46.4	46.4	53.6	3.6	207.1
お勤め(計)*2	795	58.9	14.7	51.6	50.3	43.8	4.9	224.2
自営・自由業	173	28.9	17.3	50.3	47.4	39.3	7.5	190.8
パート・アルバイト	335	46.0	19.1	51.0	57.3	47.2	4.5	225.1
専業主婦・専業主夫	424	17.0	23.1	31.1	52.4	49.1	12.7	185.4
学生	54	57.4	14.8	64.8	48.1	51.9	5.6	242.6
無職	217	14.3	15.2	33.2	48.4	44.7	12.4	168.2
その他	2	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	500.0

*1 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」

*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

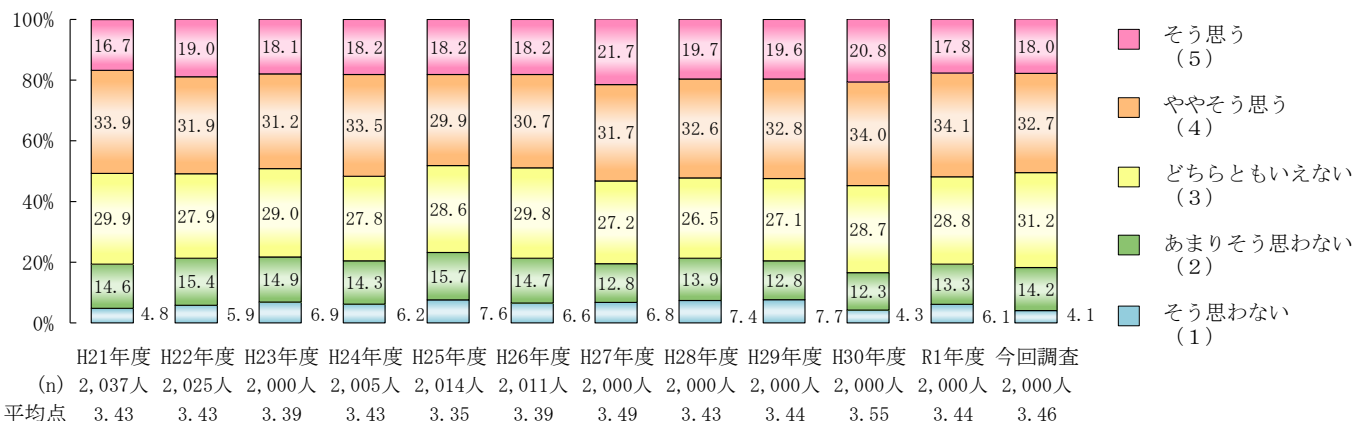
男女別では、「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は男性が高く、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」、「周辺地域における一時保育・介護サービス」は女性が高くなっている。

年齢別では、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」は、40代が最も高くなっている。「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は、20代から50代が高くなっている。「周辺地域における一時保育・介護サービス」は、30代が最も高くなっている。

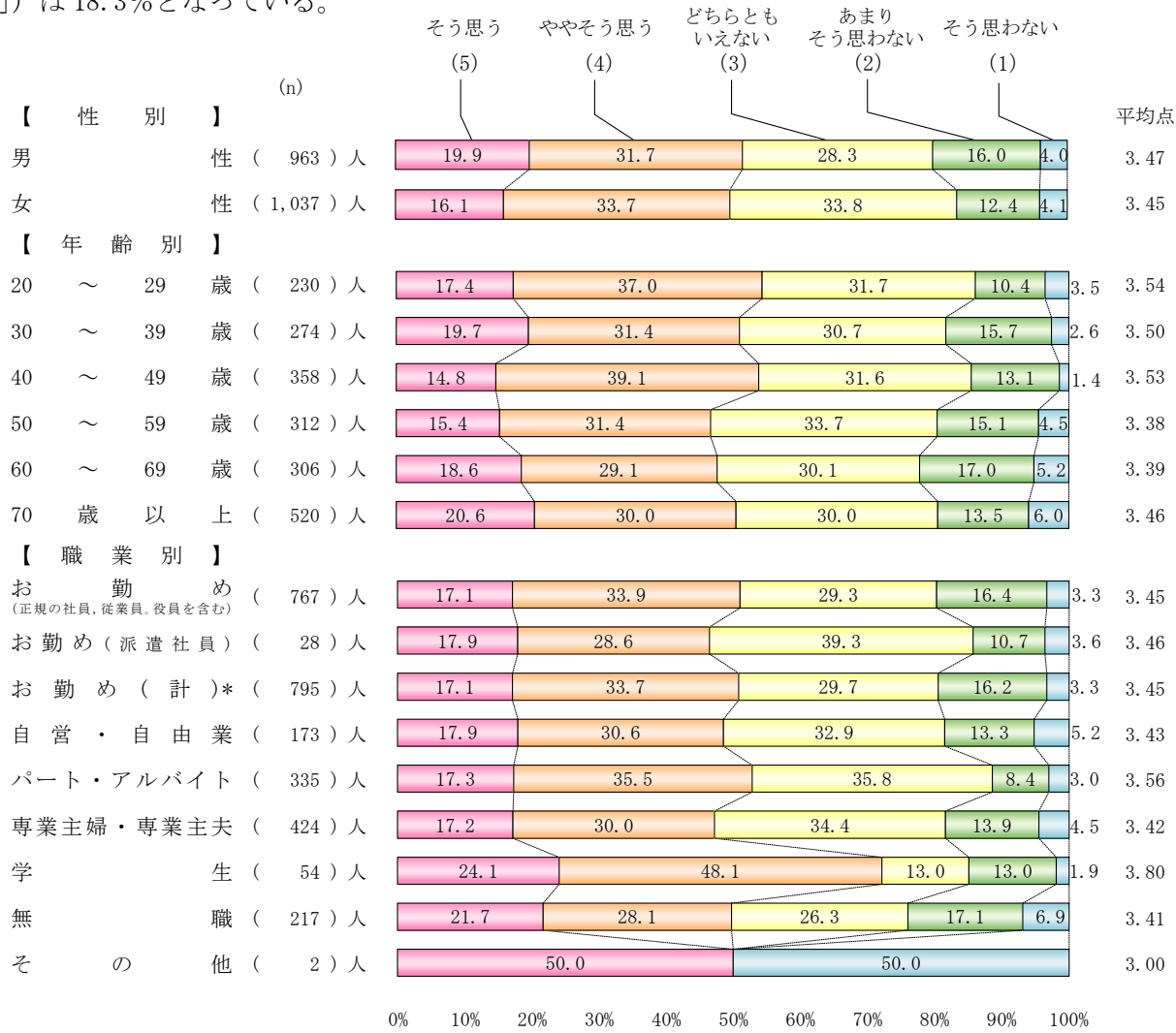
職業別では、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」は、パート・アルバイトが最も高くなっている。「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」は、お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)と学生が高くなっており、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は、学生が最も高くなっている。「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」は、お勤め(派遣社員)と学生が高くなっている。「周辺地域における一時保育・介護サービス」は、専業主婦・専業主夫が最も高くなっている。

12 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q 1 2 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。



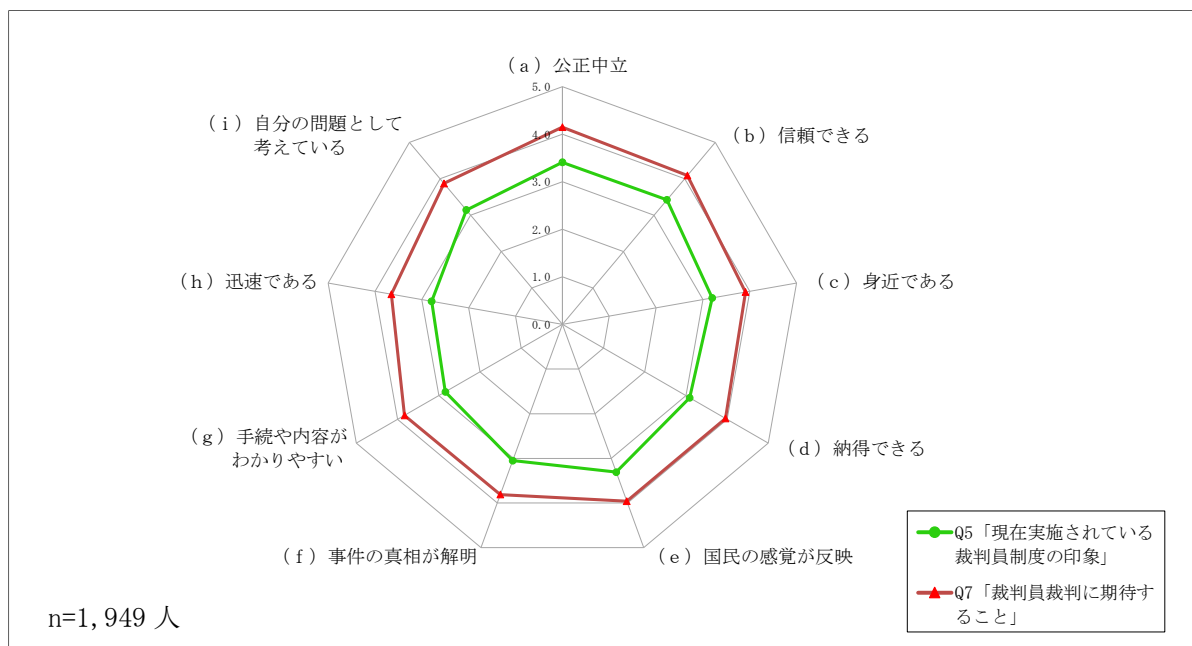
刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきであるという考え方については、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は50.7%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は18.3%となっている。



*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

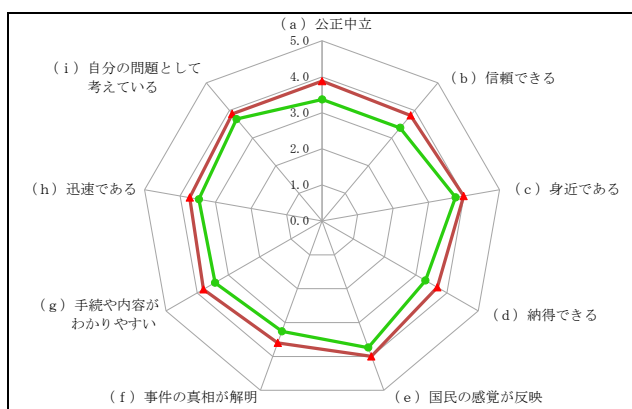
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、年齢別では、いずれも大きな差はみられない。職業別では、学生が最も高くなっている。

13 現在実施の印象・実施への期待の比較

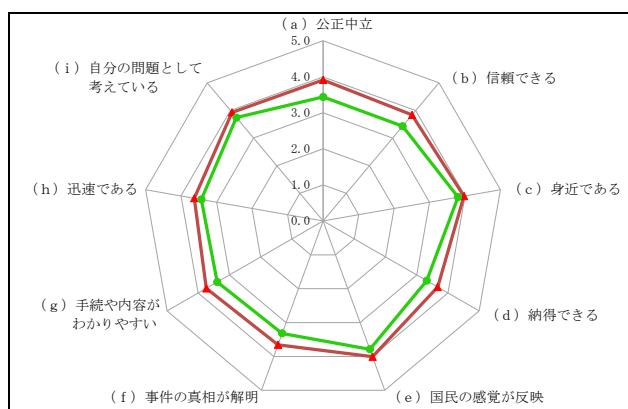


Q 5 : 「現在実施されている裁判員制度の印象」、Q 7 : 「裁判員裁判に期待すること」の各問の 9 項目それぞれの点数を比較してみると、「(a) 公正中立」、「(b) 信頼できる」、「(e) 国民の感覚が反映」は、Q 5 「現在実施されている裁判員制度の印象」の点数が他の項目より高く、評価が高い。

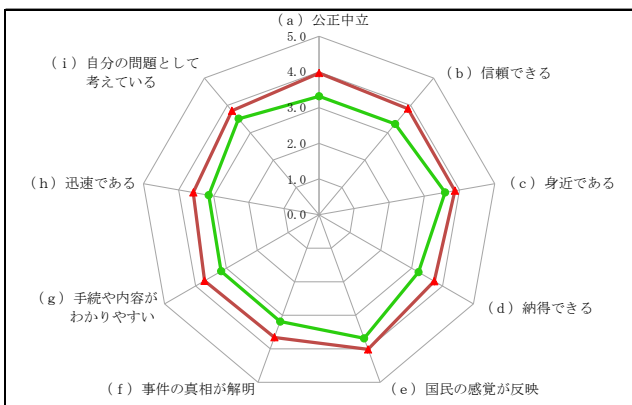
(平成 2 1 年度調査結果)



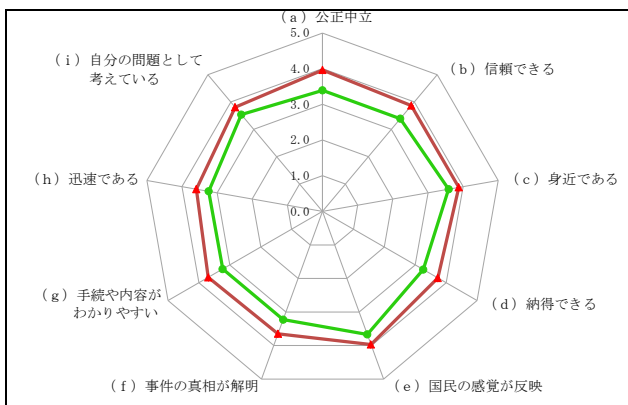
(平成 2 2 年度調査結果)



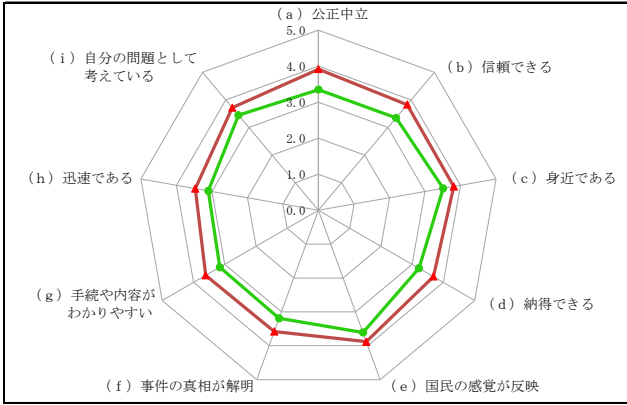
(平成 2 3 年度調査結果)



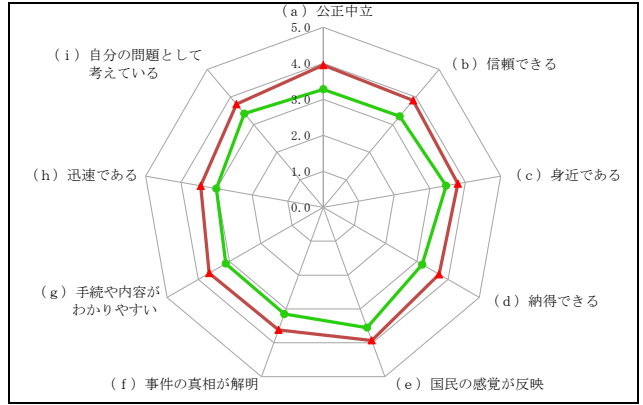
(平成 2 4 年度調査結果)



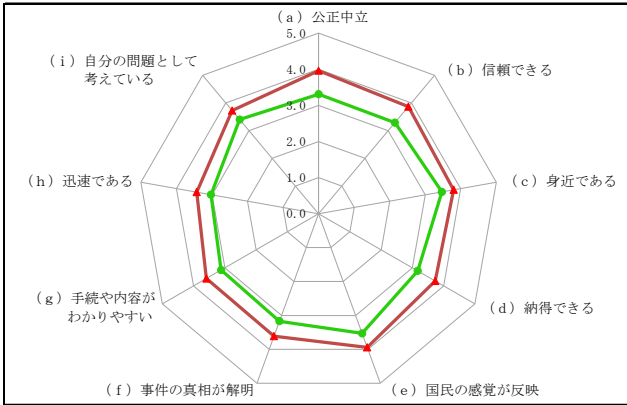
(平成25年度調査結果)



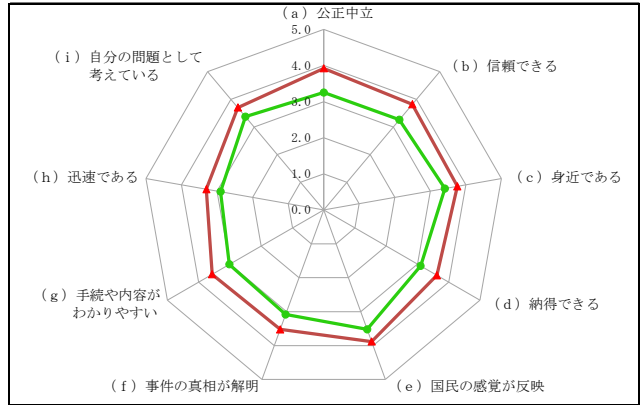
(平成26年度調査結果)



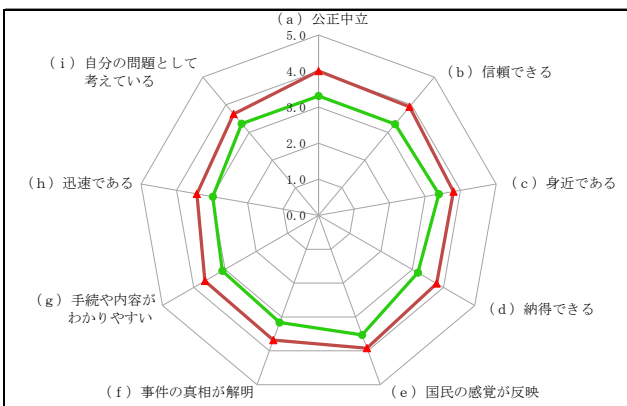
(平成27年度調査結果)



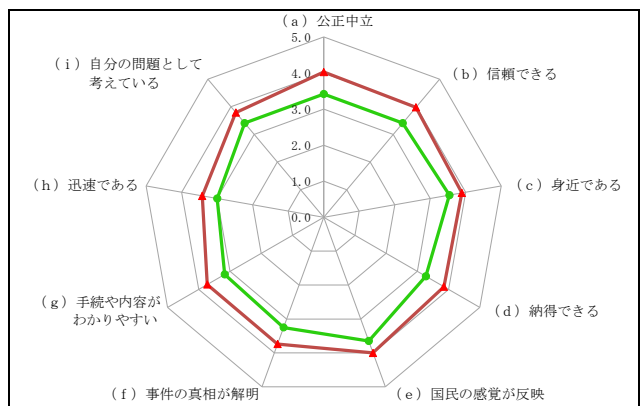
(平成28年度調査結果)



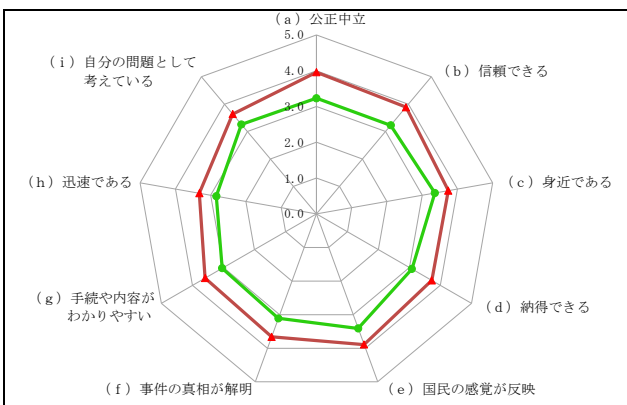
(平成29年度調査結果)



(平成30年度調査結果)



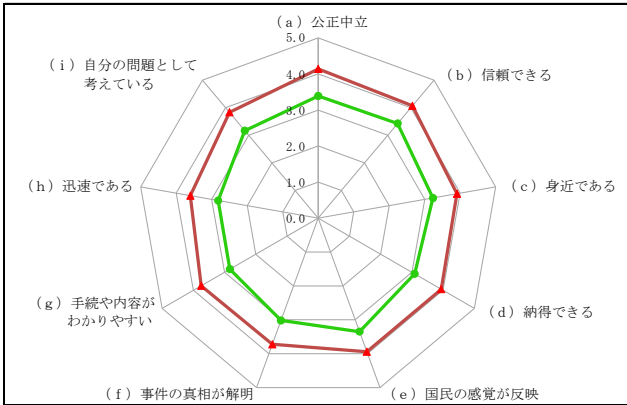
(令和元年度調査結果)



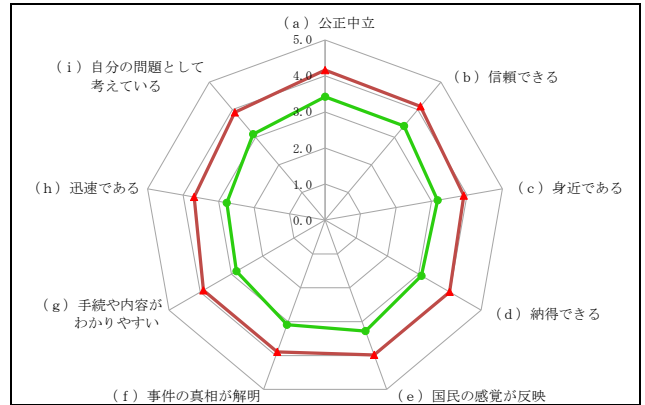
● Q5「現在実施されている裁判員制度の印象」 ▲ Q7「裁判員裁判に期待すること」

【性別】（今回調査）

男性

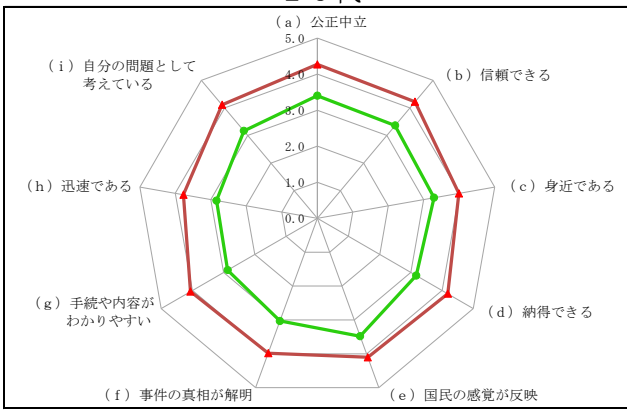


女性

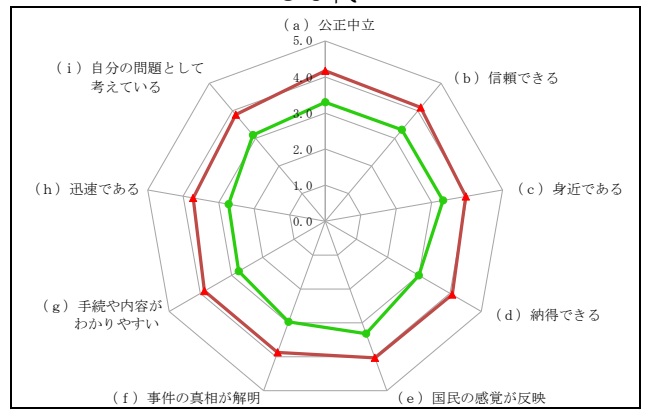


【年齢別】（今回調査）

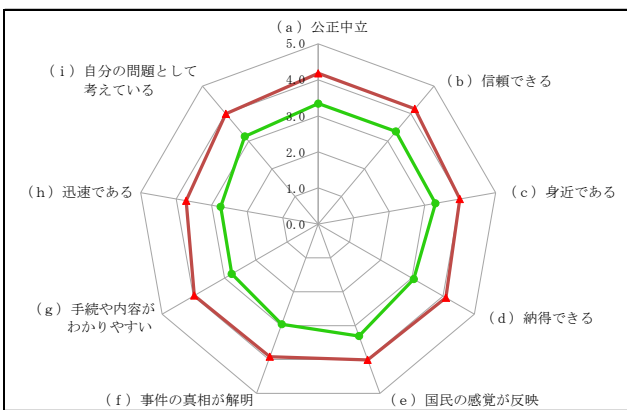
20代



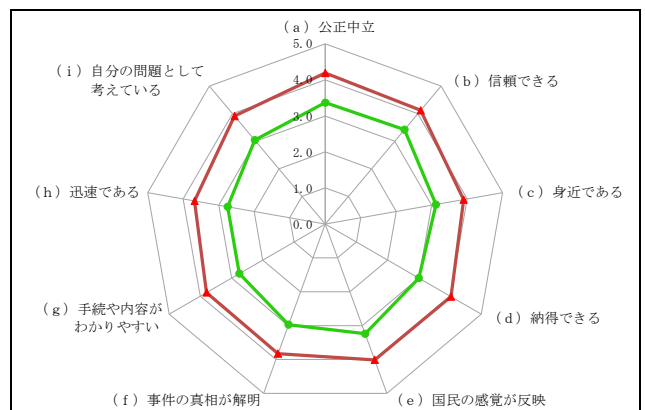
30代



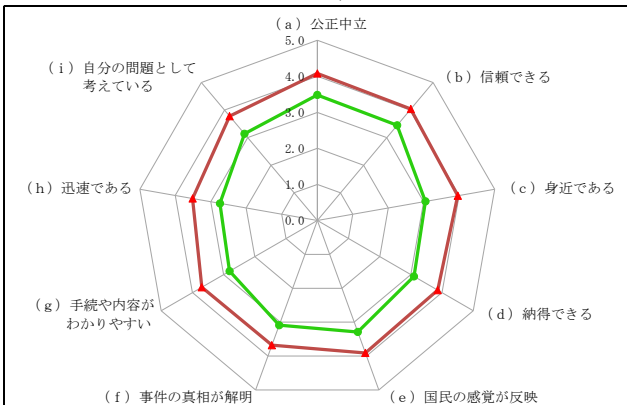
40代



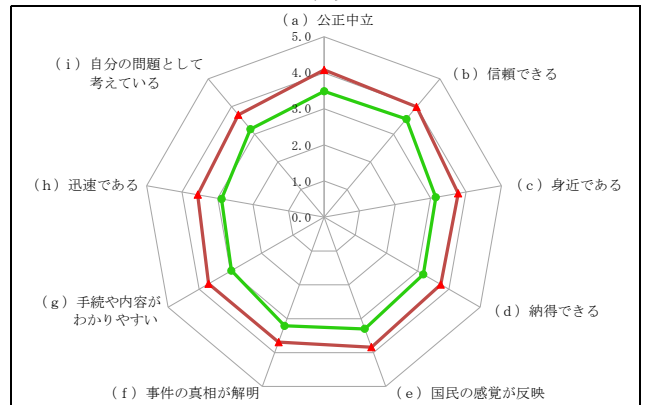
50代



60代



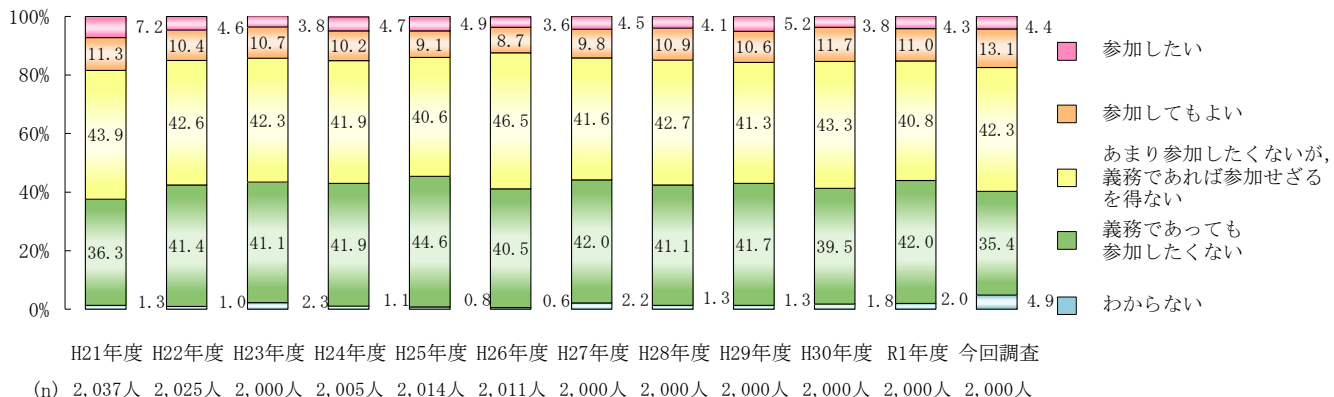
70歳以上



● Q5「現在実施されている裁判員制度の印象」 ▲ Q7「裁判員裁判に期待すること」

14 【性別】【年齢別】【職業別】の経年変化(Q10)

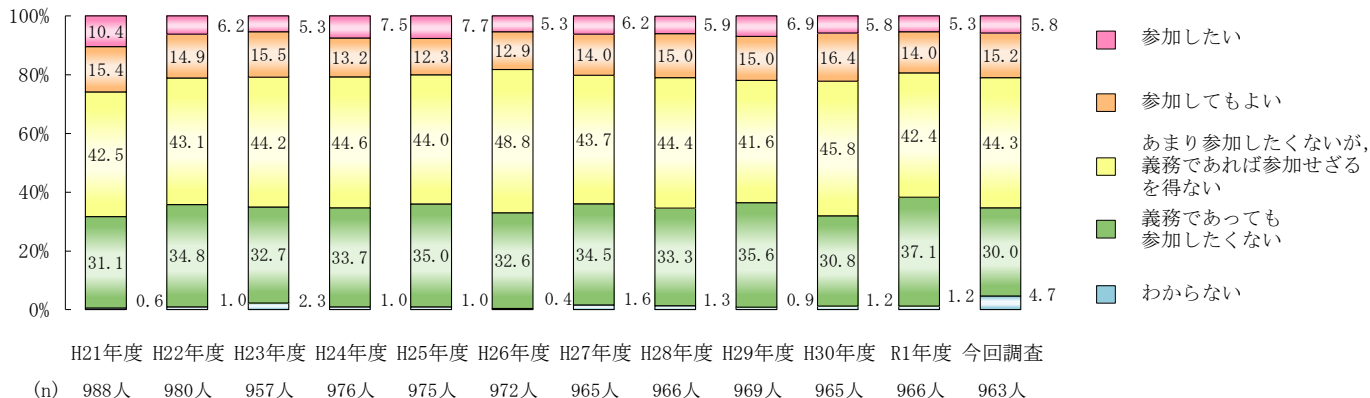
Q10 Q4で裁判や司法全般への興味・関心を伺いましたが、あなたは裁判員裁判に参加したいと思いませんか。



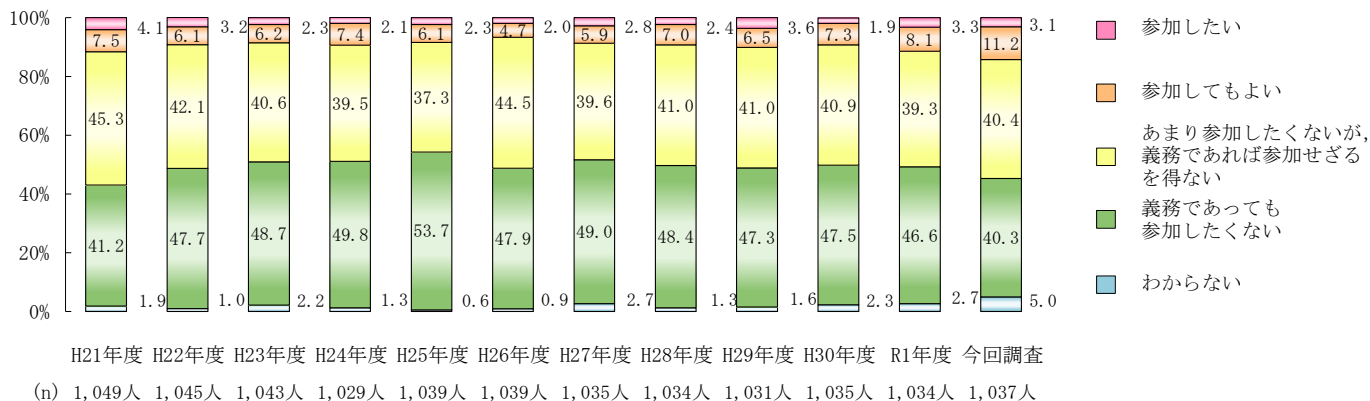
※ 質問文が、平成21年度～令和元年度は「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いませんか。」であったが、今回調査より「あなたは裁判員裁判に参加したいと思いませんか。」に変更された。

【性別】

男性

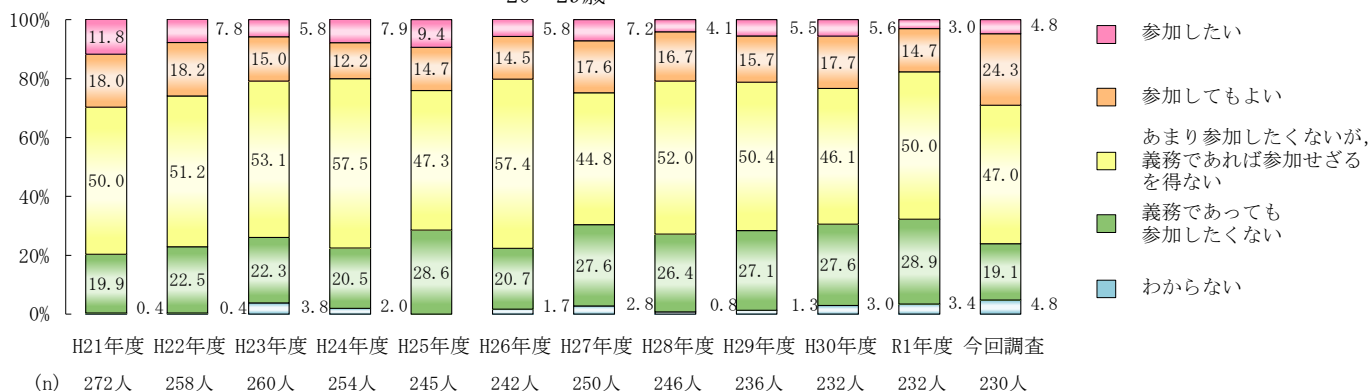


女性

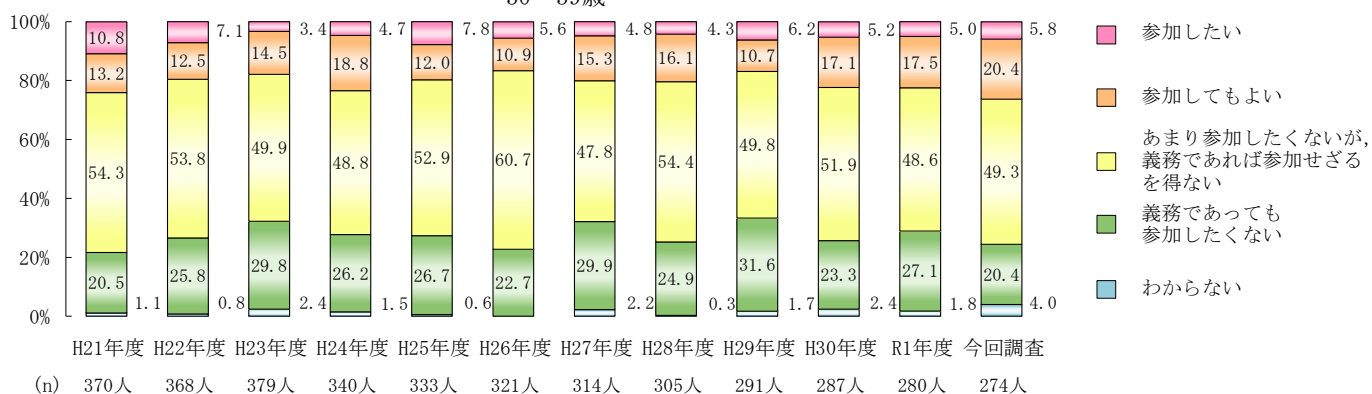


【年齢別】

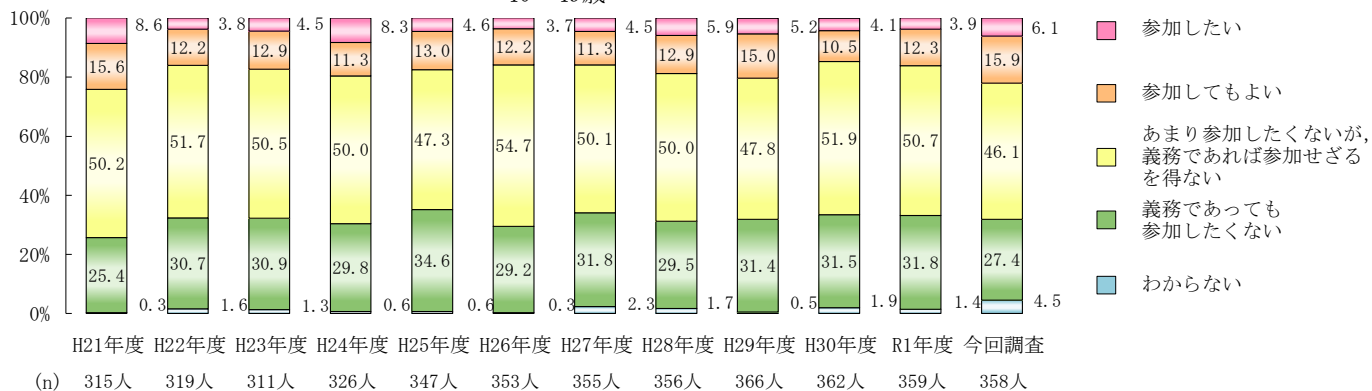
20～29歳

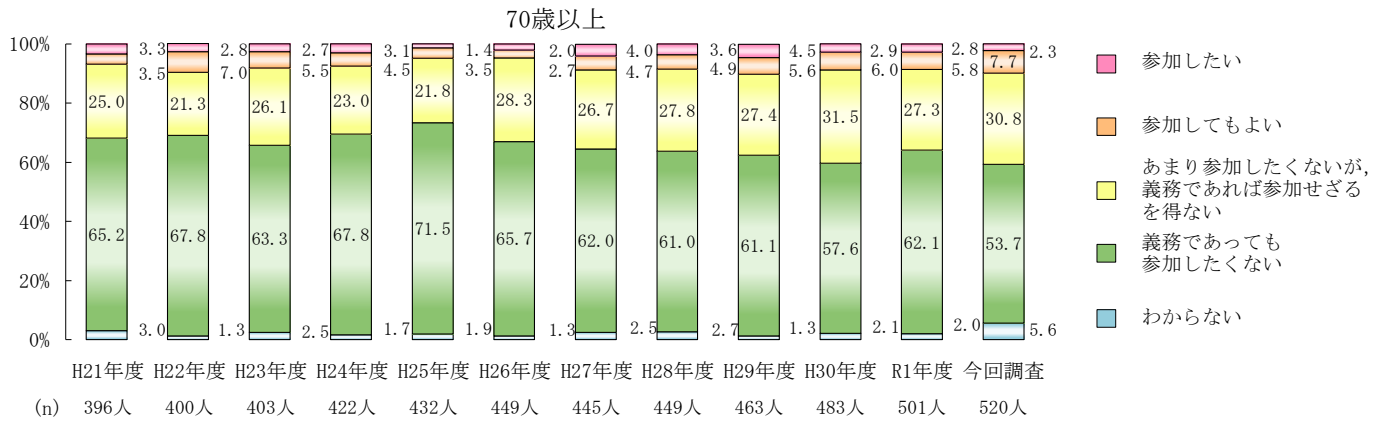
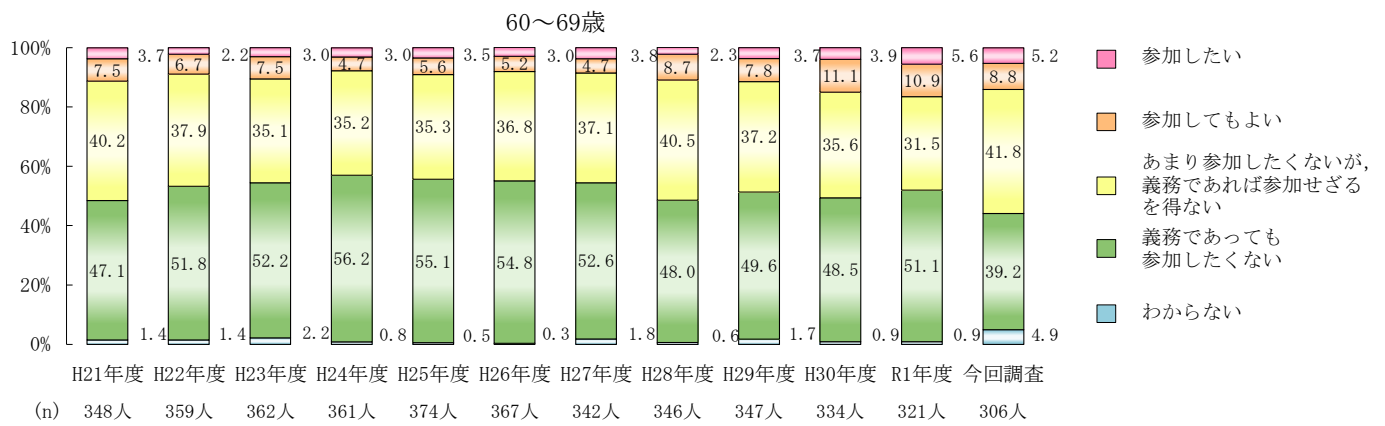
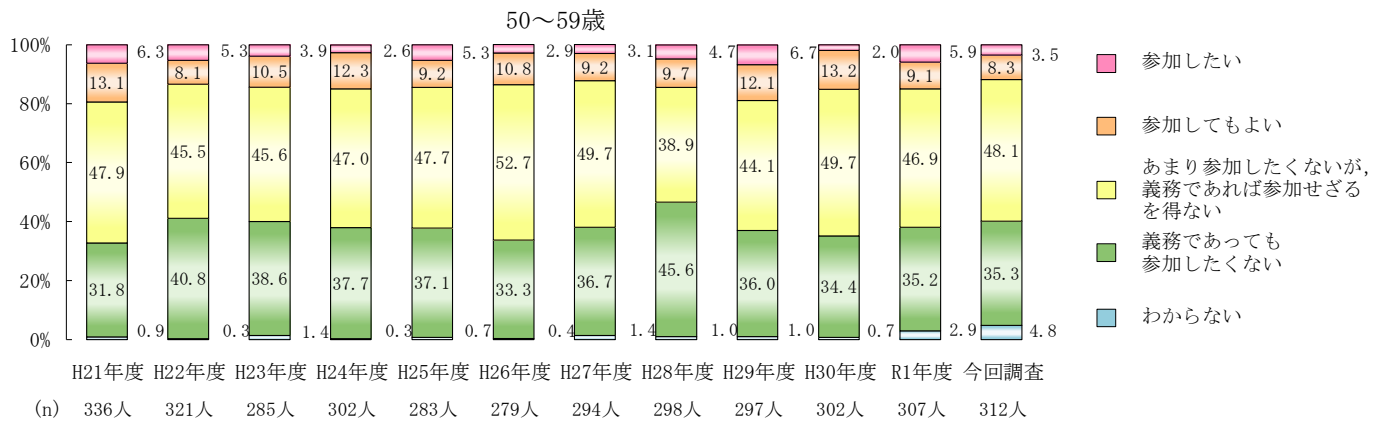


30～39歳



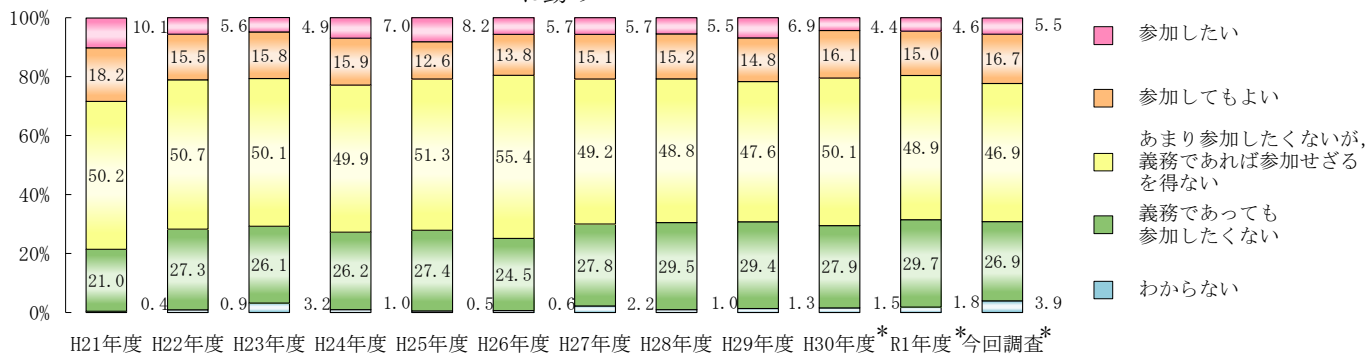
40～49歳





【職業別】

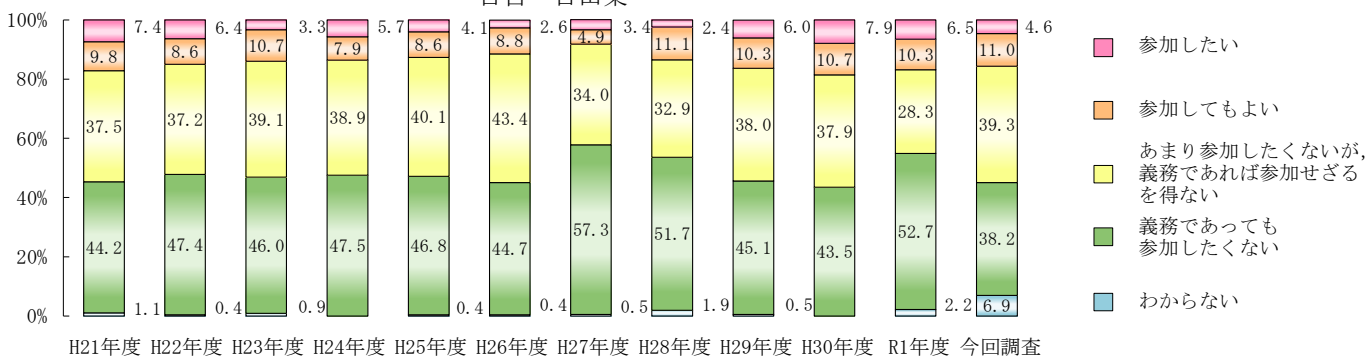
お勤め



(n) 681人 684人 760人 627人 635人 666人 760人 723人 756人 752人 785人 795人

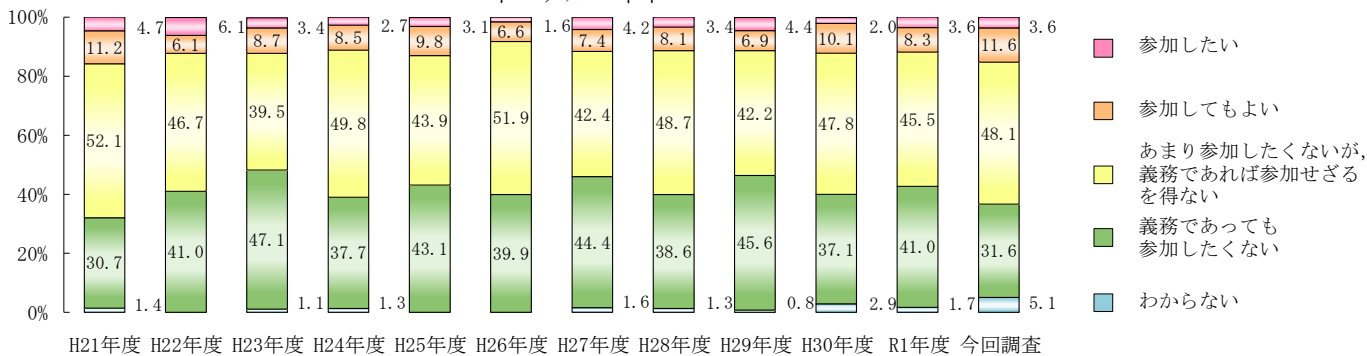
今回調査、令和元年度及び平成30年度調査の「お勤め」は、「お勤め（正規の社員、従業員、役員を含む）」と「お勤め（派遣社員）」を合計したものである。

自営・自由業



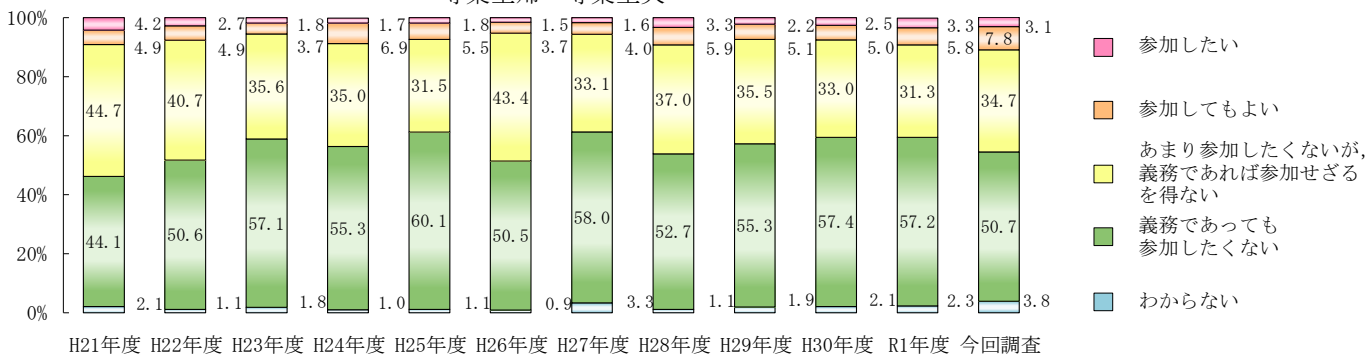
(n) 285人 266人 215人 265人 267人 228人 206人 207人 184人 177人 184人 173人

パート・アルバイト

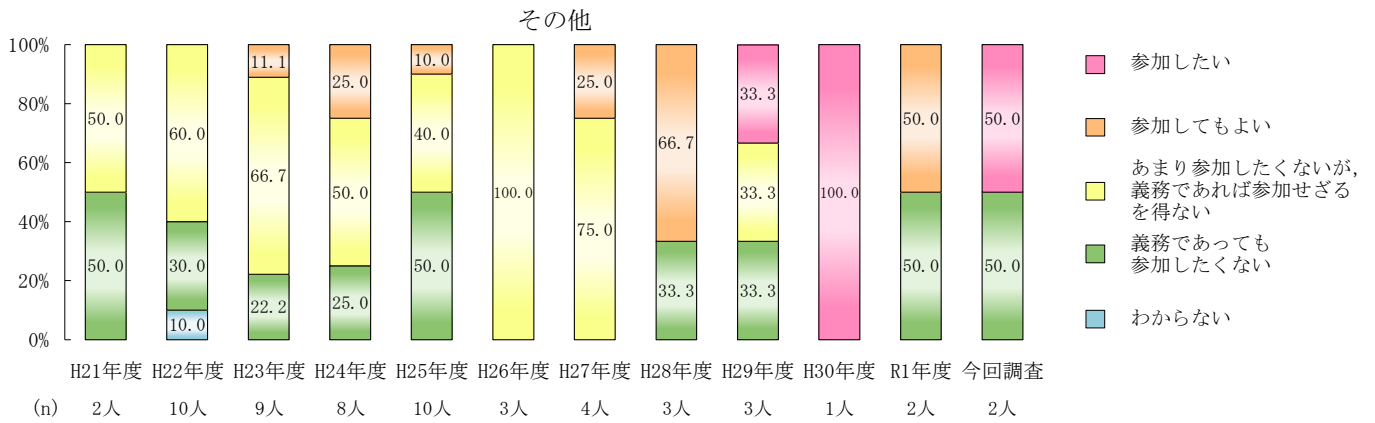
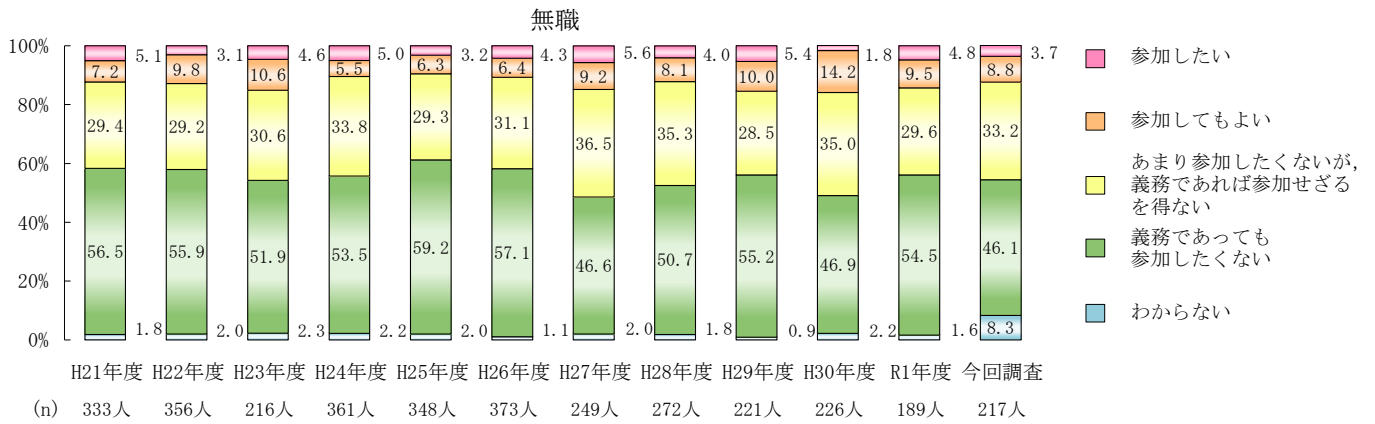
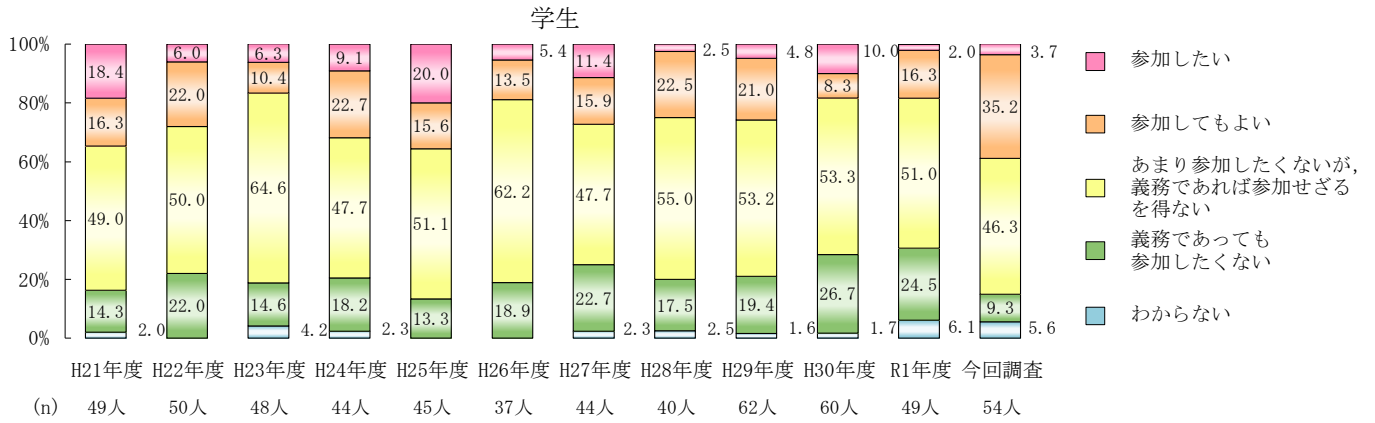


(n) 215人 212人 263人 223人 255人 243人 311人 298人 360人 345人 363人 335人

専業主婦・専業主夫



(n) 472人 447人 489人 477人 454人 461人 426人 457人 414人 439人 428人 424人



15 集計結果表(Q1, Q2, Q3)

Q1 あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

※項目ごとに「知っている、知らない」の2つから回答を選択してください。

全体

	(a) 裁判員制度が実施されている			(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容(重さ)を決める制度である			(c) 選挙権のある人(有権者)であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある		
	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない
H 21 年 度	2,037	98.2	1.8	2,037	96.6	3.4	2,037	93.3	6.7
H 22 年 度	2,025	99.1	0.9	2,025	98.1	1.9	2,025	93.6	6.4
H 23 年 度	2,000	99.1	1.0	2,000	98.2	1.8	2,000	96.1	3.9
H 24 年 度	2,005	98.5	1.5	2,005	97.0	3.0	2,005	94.5	5.5
H 25 年 度	2,014	98.8	1.2	2,014	96.5	3.5	2,014	93.2	6.8
H 26 年 度	2,011	98.1	1.9	2,011	95.7	4.3	2,011	91.5	8.5
H 27 年 度	2,000	97.8	2.2	2,000	96.8	3.3	2,000	92.2	7.9
H 28 年 度	2,000	98.3	1.8	2,000	97.2	2.9	2,000	93.4	6.7
H 29 年 度	2,000	97.9	2.1	2,000	94.6	5.4	2,000	90.6	9.5
H 30 年 度	2,000	98.3	1.7	2,000	95.9	4.2	2,000	93.5	6.6
R 1 年 度	2,000	98.6	1.5	2,000	95.6	4.5	2,000	92.0	8.1
今 回 調 査	2,000	97.0	3.0	2,000	93.5	6.5	2,000	89.8	10.2

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない
【 性 別 】									
男 性	963	97.4	2.6	963	95.2	4.8	963	90.1	9.9
女 性	1,037	96.6	3.4	1,037	91.9	8.1	1,037	89.5	10.5
【 年 齢 別 】									
20～29 歳	230	93.9	6.1	230	88.7	11.3	230	88.3	11.7
30～39 歳	274	97.8	2.2	274	94.5	5.5	274	94.2	5.8
40～49 歳	358	99.2	0.8	358	95.8	4.2	358	92.7	7.3
50～59 歳	312	97.8	2.2	312	94.9	5.1	312	89.1	10.9
60～69 歳	306	96.4	3.6	306	95.8	4.2	306	92.2	7.8
70 歳 以 上	520	96.3	3.7	520	91.3	8.7	520	85.2	14.8
【 職 業 別 】									
お勤め(正規の社員等)*1	767	97.7	2.3	767	95.4	4.6	767	92.0	8.0
お勤め(派遣社員)	28	92.9	7.1	28	78.6	21.4	28	78.6	21.4
お勤め(計)*2	795	97.5	2.5	795	94.8	5.2	795	91.6	8.4
自営・自由業	173	98.3	1.7	173	95.4	4.6	173	92.5	7.5
パート・アルバイト	335	95.5	4.5	335	90.4	9.6	335	86.6	13.4
専業主婦・専業主夫	424	97.6	2.4	424	93.9	6.1	424	89.6	10.4
学 生	54	96.3	3.7	54	94.4	5.6	54	92.6	7.4
無 職	217	95.4	4.6	217	90.8	9.2	217	85.7	14.3
そ の 他	2	100.0	0.0	2	100.0	-	2	100.0	-

*1 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」

*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

※(c)の質問項目は、平成28年度調査から「20歳以上で選挙権のある人(有権者)であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある」。

Q2 以下の(a)から(f)は、裁判員裁判に関する客観的事実や実情を記載したものです。これらにつき、具体的にご存知の事柄についてお伺いします。
※項目ごとに「1知っている、2知らない」の2つから回答を選択してください。

全体

	(a) 裁判員になるために特に法律の知識は必要ない			(b) 裁判員裁判の多くは7日以内で終わっている			(c) 裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められており、仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは、法律で禁止されている		
	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない
今回調査	1,949	70.5	29.5	1,949	13.6	86.4	1,949	69.2	30.8

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】	【年齢別】	【職業別】	(今回調査)	(今回調査)	(今回調査)	(今回調査)	(今回調査)	(今回調査)	(今回調査)	(今回調査)
【性別】										
男 性	941	71.5	28.5	941	16.0	84.0	941	71.6	28.4	
女 性	1,008	69.6	30.4	1,008	11.4	88.6	1,008	66.9	33.1	
【年齢別】										
20～29歳	218	63.8	36.2	218	12.8	87.2	218	62.4	37.6	
30～39歳	272	69.9	30.1	272	15.4	84.6	272	72.8	27.2	
40～49歳	355	69.6	30.4	355	11.0	89.0	355	70.4	29.6	
50～59歳	305	72.8	27.2	305	10.8	89.2	305	72.8	27.2	
60～69歳	298	74.5	25.5	298	13.8	86.2	298	71.1	28.9	
70歳以上	501	70.9	29.1	501	16.6	83.4	501	65.9	34.1	
【職業別】										
お勤め(正規の社員等)*1	755	69.8	30.2	755	12.7	87.3	755	73.9	26.1	
お勤め(派遣社員)	26	65.4	34.6	26	7.7	92.3	26	61.5	38.5	
お勤め(計)*2	781	69.7	30.3	781	12.5	87.5	781	73.5	26.5	
自営・自由業	171	77.8	22.2	171	13.5	86.5	171	66.1	33.9	
パート・アルバイト	322	68.3	31.7	322	12.4	87.6	322	65.5	34.5	
専業主婦・専業主夫	414	71.0	29.0	414	13.3	86.7	414	66.4	33.6	
学生	52	71.2	28.8	52	17.3	82.7	52	63.5	36.5	
無職	207	70.0	30.0	207	19.3	80.7	207	68.1	31.9	
その他	2	100.0	-	2	50.0	50.0	2	50.0	50.0	

*1 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」

*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

全体

	(d) 裁判員候補者や裁判員として裁判所に来る方には、日当や交通費が支払われ、必要に応じて宿泊費も支払われる			(e) 裁判員は法廷で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は話しても問題ない			(f) 裁判員経験者の多く(約97%)がやってみてよかったとの感想を持っている		
	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない
今回調査	1,949	45.5	54.5	1,949	19.5	80.5	1,949	7.1	92.9

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】	【年齢別】	【職業別】	(今回調査)	(今回調査)	(今回調査)	(今回調査)	(今回調査)	(今回調査)	(今回調査)	(今回調査)
【性別】										
男 性	941	51.9	48.1	941	20.5	79.5	941	6.8	93.2	
女 性	1,008	39.5	60.5	1,008	18.6	81.4	1,008	7.3	92.7	
【年齢別】										
20～29歳	218	40.8	59.2	218	21.1	78.9	218	5.0	95.0	
30～39歳	272	38.2	61.8	272	15.1	84.9	272	6.6	93.4	
40～49歳	355	40.6	59.4	355	16.6	83.4	355	3.9	96.1	
50～59歳	305	43.6	56.4	305	18.7	81.3	305	6.6	93.4	
60～69歳	298	52.0	48.0	298	17.8	82.2	298	8.1	91.9	
70歳以上	501	52.1	47.9	501	24.8	75.2	501	10.2	89.8	
【職業別】										
お勤め(正規の社員等)*1	755	46.9	53.1	755	19.9	80.1	755	5.6	94.4	
お勤め(派遣社員)	26	30.8	69.2	26	19.2	80.8	26	3.8	96.2	
お勤め(計)*2	781	46.4	53.6	781	19.8	80.2	781	5.5	94.5	
自営・自由業	171	46.8	53.2	171	15.8	84.2	171	7.0	93.0	
パート・アルバイト	322	38.2	61.8	322	17.1	82.9	322	6.8	93.2	
専業主婦・専業主夫	414	43.2	56.8	414	19.6	80.4	414	9.4	90.6	
学生	52	42.3	57.7	52	25.0	75.0	52	1.9	98.1	
無職	207	58.0	42.0	207	22.7	77.3	207	10.1	89.9	
その他	2	-	100.0	2	100.0	-	2	-	100.0	

*1 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」

*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

Q3 では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。

当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)

全体

	(n)	新聞報道	雑誌・書籍等 ※1	(雑誌) ※2	(書籍等) ※2	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	SNS (フェイスブック・ツイッターなど) ※1	各種パンフレット	家族・友人・知人等の話	学校教育(法教育) ※1	勤務先での話	裁判員制度に関する広報行事 (出張講義、説明会、親子見学会等) ※3	その他	わからない	回答計
H 21 年 度	2,010	74.2		9.5	4.1	96.5	13.7	11.7		7.3	15.1		8.7	2.6	1.0	0.0	241.4
H 22 年 度	2,013	73.2		8.6	4.8	97.2	13.9	13.0		5.5	14.7		7.6	1.1	0.9	-	239.9
H 23 年 度	1,988	73.3		9.0	3.8	95.3	14.2	13.1		5.9	17.6		8.8	2.2	1.2	0.1	243.0
H 24 年 度	1,986	67.2		7.9	4.6	95.1	12.0	12.6		4.6	15.1		6.4	1.8	1.5	0.2	226.6
H 25 年 度	1,999	68.4		7.5	3.2	94.6	12.7	14.0		3.8	14.4		6.8	1.1	1.2	0.1	228.3
H 26 年 度	1,984	66.1		7.5	4.2	95.8	12.0	16.0		4.1	13.4		6.4	1.3	1.4	0.2	227.2
H 27 年 度	1,964	64.1		7.7	3.3	95.3	12.9	16.6		3.7	16.6		7.2	1.1	0.6	0.1	228.2
H 28 年 度	1,976	62.0		9.3	4.2	94.1	12.4	18.1		3.8	14.3		7.5	1.2	1.8	0.1	227.7
H 29 年 度	1,965	57.6		5.5	3.6	93.7	8.6	15.4		4.1	16.1		7.0	1.0	1.5	0.3	215.0
H 30 年 度	1,974	56.8		5.0	3.0	93.0	9.2	15.2		3.0	15.7		6.3	1.1	1.7	0.2	208.6
R 1 年 度	1,974	52.6		5.0	3.0	92.5	7.4	16.8		2.7	13.1		5.4	0.9	1.9	-	201.0
今 回 調 査	1,949	51.4	9.5			83.6	7.5	17.3	2.1	3.4	15.1	6.0	7.7	3.3	0.8	3.2	207.7

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】	【年齢別】	【職業別】	新聞報道	雑誌・書籍等 ※1	(雑誌) ※2	(書籍等) ※2	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	SNS (フェイスブック・ツイッターなど) ※1	各種パンフレット	家族・友人・知人等の話	学校教育(法教育) ※1	勤務先での話	裁判員制度に関する広報行事 (出張講義、説明会、親子見学会等) ※3	その他	わからない	回答計
【性別】																		
男 性	941	54.6	11.5				82.8	10.2	22.6	3.0	3.8	11.6	6.2	10.9	4.4	0.7	2.7	222.3
女 性	1,008	48.4	7.6				84.4	5.1	12.4	1.2	3.1	18.4	5.8	4.7	2.3	0.9	3.8	194.1
【年齢別】																		
20～29歳	218	16.5	3.7				62.8	0.9	21.1	4.6	1.8	16.5	39.9	4.6	1.8	0.5	2.3	174.8
30～39歳	272	30.5	4.8				83.5	3.3	26.1	4.0	1.8	14.3	7.7	9.9	1.5	2.6	3.3	190.1
40～49歳	355	41.4	7.9				82.5	5.6	26.5	1.7	2.3	13.5	1.4	11.0	3.9	0.6	3.4	198.3
50～59歳	305	54.8	10.5				86.9	8.5	21.0	2.0	1.6	14.1	0.3	9.8	4.9	-	5.6	214.4
60～69歳	298	67.4	12.8				86.6	8.1	11.4	1.0	5.0	15.8	-	8.1	4.0	0.3	2.0	220.5
70歳以上	501	73.5	13.2				89.8	13.2	5.8	0.8	6.0	16.2	0.4	4.0	3.0	1.0	2.8	226.7
【職業別】																		
お勤め(正規の社員等) ※4	755	46.8	9.8				81.3	6.2	26.5	2.8	1.9	14.8	6.4	13.4	4.8	0.8	2.6	215.4
お勤め(派遣社員)	26	23.1	3.8				88.5	3.8	15.4	-	-	3.8	7.7	-	15.4	-	3.8	161.5
お勤め(計) ※5	781	46.0	9.6				81.6	6.1	26.1	2.7	1.8	14.5	6.4	12.9	5.1	0.8	2.7	213.6
自営・自由業	171	52.6	10.5				86.5	14.6	18.7	1.2	3.5	12.3	1.2	4.7	1.8	-	5.8	207.6
パート・アルバイト	322	44.1	7.1				83.5	4.0	12.4	0.9	3.4	18.0	4.7	5.0	1.6	1.2	4.7	186.0
専業主婦・専業主夫	414	59.4	8.7				87.7	7.5	8.2	1.9	4.3	16.9	3.4	1.7	1.9	1.2	3.6	202.9
学生	52	11.5	1.9				50.0	-	15.4	5.8	-	11.5	61.5	-	-	1.9	1.9	159.6
無職	207	75.8	15.5				89.4	14.5	9.2	1.4	8.7	12.1	1.4	8.7	3.9	-	0.5	240.6
その他	2	100.0	-				100.0	-	50.0	-	-	50.0	-	-	-	-	-	300.0

※1 「雑誌・書籍等」「学校教育(法教育)」「SNS(フェイスブック・ツイッターなど)」は今回調査より新設された選択肢のため、平成21年度～令和元年度調査時のデータは存在しない。

※2 「雑誌」「書籍等」は今回調査より「雑誌・書籍等」に統合されたため、今回調査のデータは存在しない。

※3 「裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等)」は、今回調査より「裁判員制度に関する各種説明会」から変更された。

※4 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」

※5 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

*Q4～Q12については、10頁以下を参照。

Ⅲ 調査票（付：今回調査単純集計結果）

Ⅲ 調査票（付：今回調査単純集計結果）

裁判員制度の運用に関する意識調査

令和3年1月

【回答票1】

Q1 あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。（各1つだけ○）

※項目ごとに「1知っている，2知らない」の2つから回答を選択してください。

(n=2,000)

	知っている	知らない
(a) 裁判員制度が実施されている	97.0	3.0
(b) 裁判員制度は，国民が裁判員として刑事裁判に参加し，裁判官と一緒に，有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である	93.5	6.5
(c) 20歳以上で選挙権のある人（有権者）であれば，原則として，誰でも裁判員に選ばれる可能性がある	89.8	10.2

※Q1の(a)～(c)でいずれも「2知らない」と回答した人は，Q10へ

<Q1でひとつでも「1知っている」と回答した人にQ2～9をお伺いします>

【回答票2】

Q2 以下の(a)から(f)は、裁判員裁判に関する客観的事実や実情を記載したものです。

これらにつき、具体的にご存知の事柄についてお伺いします。(各1つだけ○)

※項目ごとに「1知っている, 2知らない」の2つから回答を選択してください。

	(n=1, 949)	知っている	知らない
(a) 裁判員になるために特に法律の知識は必要ない		70.5	29.5
(b) 裁判員裁判の多くは7日以内で終わっている		13.6	86.4
(c) 裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められており、仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは、法律で禁止されている		69.2	30.8
(d) 裁判員候補者や裁判員として裁判所に来る方には、日当や交通費が支払われ、必要に応じて宿泊費も支払われる		45.5	54.5
(e) 裁判員は法廷で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は話しても問題ない		19.5	80.5
(f) 裁判員経験者の多く(約97%)がやってみてよかったとの感想を持っている		7.1	92.9

【回答票3】

Q3 では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(いくつでも○)

51.4	1	新聞報道
9.5	2	雑誌・書籍等
83.6	3	テレビ報道
7.5	4	ラジオ報道
17.3	5	インターネット
2.1	6	SNS(フェイスブック・ツイッターなど)
3.4	7	各種パンフレット
15.1	8	家族・友人・知人等の話
6.0	9	学校教育(法教育)
7.7	10	勤務先での話
3.3	11	裁判員制度に関する広報行事(出張講義, 説明会, 親子見学会等)
0.8	12	その他(具体的に)
3.2	13	わからない

(n=1, 949, M.T. = 207.7%)

【回答票4】

Q4 あなたは裁判や司法への興味や関心はありますか。(1つだけ○)

(n=1, 949)

24.9	1	ある
31.4	2	ない
43.7	3	どちらともいえない

【回答票5】

Q5 あなたは、現在実施されている裁判員制度についてどのような印象を持っていますか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。(各1つだけ○)
 ※各項目ごとに「1 そう思う, 2 ややそう思う, 3 どちらともいえない, 4 あまりそう思わない, 5 そう思わない」の5つから回答を選択してください。

(各項目 n=1,949)	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a) 裁判が公正中立なものになっている	12.1	32.2	42.7	10.4	2.6	3.41
(b) 裁判が信頼できるものになっている	11.3	35.2	40.7	9.9	2.9	3.42
(c) 裁判所や司法が身近になっている	12.1	30.8	29.2	20.5	7.4	3.20
(d) 裁判の結果(判断)が納得できるものになっている	4.6	21.9	55.8	13.1	4.5	3.09
(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなっている	10.3	32.5	39.9	12.8	4.5	3.31
(f) 事件の真相が解明されている	4.9	22.7	50.4	17.0	5.0	3.05
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなっている	4.3	15.4	47.9	24.1	8.2	2.84
(h) 裁判が迅速になっている	3.9	13.9	49.9	22.1	10.3	2.79
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになってきている	7.1	30.5	38.3	17.5	6.6	3.14

【回答票6】

Q6 あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(いくつでも○)

48.1	1	新聞報道
9.2	2	雑誌・書籍等
79.6	3	テレビ報道
8.0	4	ラジオ報道
20.8	5	インターネット
5.0	6	SNS (フェイスブック・ツイッターなど)
1.1	7	裁判への関与
1.4	8	裁判傍聴
11.7	9	家族・友人・知人等の話
3.1	10	学校教育(法教育)
4.2	11	勤務先での話
1.4	12	裁判員制度に関する広報行事(出張講義, 説明会, 親子見学会等)
3.6	13	専門家, 識者等の話
14.6	14	特に原因はなく, 自分でそのように考えた
0.8	15	その他(具体的に)
3.4	16	わからない

(n=1,949, M. T. = 212.6%)

【回答票7】

- Q7 あなたが、裁判員裁判に期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。(各1つだけ○)
 ※各項目ごとに「1 そう思う、2 ややそう思う、3 どちらともいえない、4 あまりそう思わない、5 そう思わない」の5つから回答を選択してください。

(各項目 n=1,949)	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a) 裁判がより公正中立なものになる	44.3	33.1	17.3	3.8	1.5	4.15
(b) 裁判がより信頼できるものになる	42.4	31.6	20.5	4.1	1.5	4.09
(c) 裁判所や司法がより身近になる	30.8	38.6	23.0	6.2	1.4	3.91
(d) 裁判の結果(判断)がより納得できるものになる	36.0	32.0	25.9	4.5	1.6	3.96
(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚がより反映されやすくなる	33.4	37.4	23.0	4.5	1.8	3.96
(f) 事件の真相がより解明される	33.9	26.2	29.7	7.6	2.7	3.81
(g) 裁判の手続や内容がよりわかりやすくなる	31.0	31.6	28.4	7.0	1.9	3.83
(h) 裁判がより迅速になる	29.1	23.8	33.2	10.7	3.2	3.65
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる	29.2	37.2	26.0	6.0	1.6	3.87

【回答票8】

- Q8 Q2で裁判員裁判の実情について知っていることを伺いましたが、あなたが裁判員裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中からすべてあげてください。(いくつでも○)

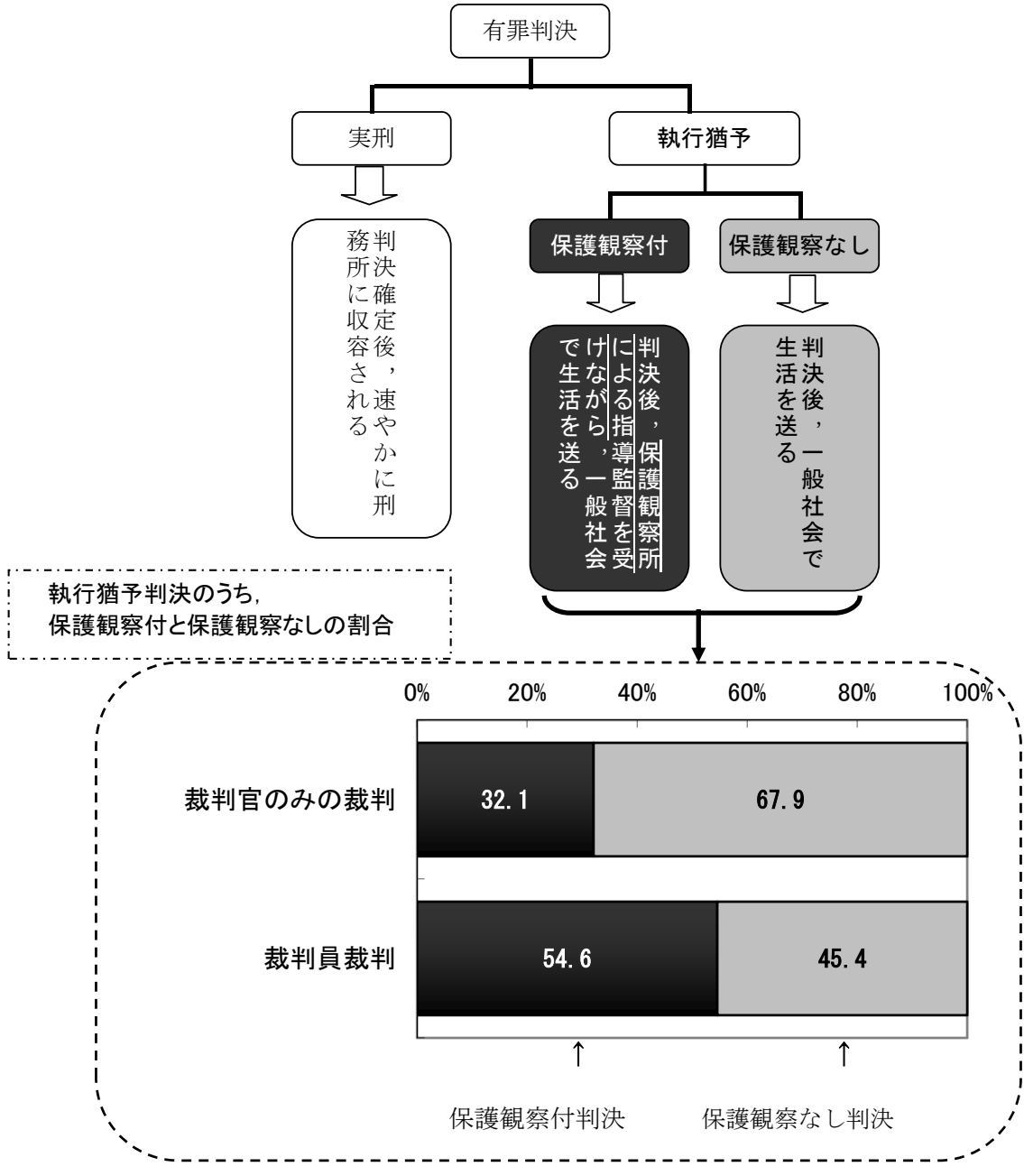
71.9	1	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる
57.1	2	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある
46.8	3	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない
40.5	4	冷静に判断できる自信がない
41.0	5	遺体写真等の証拠を見ることに不安がある
40.9	6	被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある
23.0	7	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない
26.9	8	裁判に参加することで仕事に支障が生じる
11.5	9	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる
4.0	10	特にない
2.1	11	その他(具体的に)
1.9	12	わからない

(n=1,949, M. T. = 365.7%)

Q9 (小問1) <資料1-1をよく読んでからお答えください>

【資料1-1】

刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付することができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合をみると、**裁判官のみの裁判では32.1%**であるのに対し、**裁判員裁判では54.6%**となっています。



このような傾向について、あなたはどのように思いますか。(1つだけ○)

(n=1,949)

- 19.7 1 妥当だと思う
- 31.9 2 どちらかといえば妥当だと思う
- 39.0 3 どちらともいえない
- 7.3 4 どちらかといえば妥当ではないと思う
- 2.1 5 妥当ではないと思う

【回答票9-2】

Q9 (小問2) <資料1-2をよく読んでからお答えください>

【資料1-2】

裁判員裁判においては、以下のとおり、裁判官裁判時代と比べると、軽重の双方向で量刑判断の幅が広がっていることがうかがわれる。

実刑のうち最も多い刑期がより重くなった罪

殺人既遂，殺人未遂，傷害致死，強盗致傷
強制性交等致死傷（強姦致傷），強制わいせつ致死傷

執行猶予判決の割合が上昇した罪

殺人既遂，殺人未遂，強盗致傷
現住建造物等放火既遂

資料1-2のように裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化しています。このことについて、あなたはどのように思いますか。（1つだけ○）

(n=1,949)

- | | | |
|------|---|-------------------|
| 23.3 | 1 | 妥当だと思う |
| 30.0 | 2 | どちらかといえば妥当だと思う |
| 39.0 | 3 | どちらともいえない |
| 5.6 | 4 | どちらかといえば妥当ではないと思う |
| 2.0 | 5 | 妥当ではないと思う |

<全員の方に>

【回答票10】

Q10 Q4で裁判や司法全般への興味、関心を伺いましたが、あなたは裁判員裁判に参加したいと思いますか。（1つだけ○）

(n=2,000)

- | | | |
|------|---|-----------------------------|
| 4.4 | 1 | 参加したい |
| 13.1 | 2 | 参加してもよい |
| 42.3 | 3 | あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない |
| 35.4 | 4 | 義務であっても参加したくない |
| 4.9 | 5 | わからない |

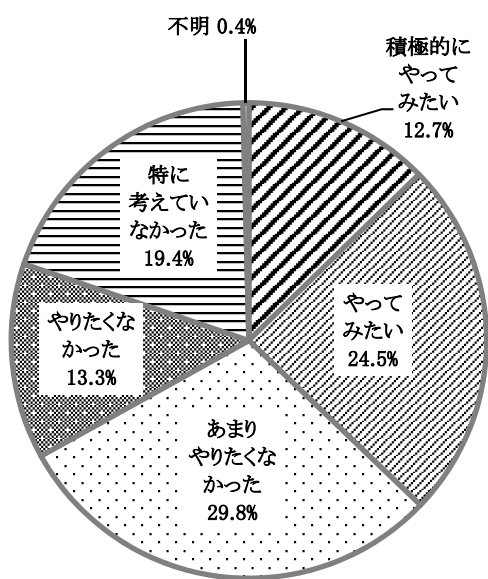
Q11 <資料2をよく読んでからお答えください>

【資料2】

実際に裁判員を経験された方のうち、43.1%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。

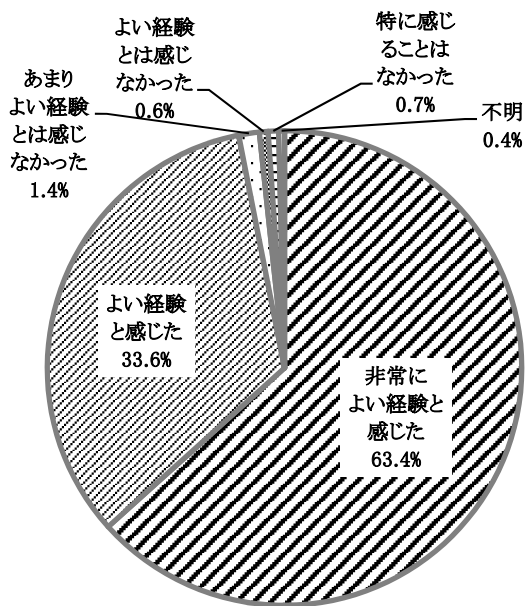
その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、97.0%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたとは回答されています。

【裁判員に選ばれる前の気持ち】



裁判員に選ばれる前は43.1%の方が、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答

【裁判員として裁判に参加した感想】



裁判員として裁判に参加した感想は97.0%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたとは回答

(令和元年度アンケート調査結果報告書)

あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。(いくつでも○)

- | | | |
|------|---|----------------------------------|
| 40.4 | 1 | 勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの) |
| 17.6 | 2 | 周辺地域における一時保育・介護サービス |
| 45.5 | 3 | 裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償 |
| 51.5 | 4 | 裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度 |
| 45.4 | 5 | 裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談 |
| 7.6 | 6 | その他(具体的に) |

(n=2,000, M.T. = 207.9%)

【回答票12】

Q12 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。(1つだけ○)

(n=2,000)

18.0	1	そう思う
32.7	2	ややそう思う
31.2	3	どちらともいえない
14.2	4	あまりそう思わない
4.1	5	そう思わない

最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについて伺います。

【回答票F1】

F1 あなたの性別を教えてください。(1つだけ○)

(n=2,000)

48.2	1	男性	51.9	2	女性
------	---	----	------	---	----

【回答票F2】

F2 あなたの満年齢を教えてください。(1つだけ○)

(n=2,000)

11.5	1	20～29歳	13.7	2	30～39歳	17.9	3	40～49歳
15.6	4	50～59歳	15.3	5	60～69歳	26.0	6	70歳以上

【回答票F3】

F3 あなたのご職業を教えてください。(1つだけ○)

(n=2,000)

38.4	1	お勤め(正規の社員, 従業員。役員を含む)
1.4	2	お勤め(派遣社員)
39.8		お勤め(計)*
8.7	3	自営・自由業
16.8	4	パート・アルバイト
21.2	5	専業主婦・専業主夫
2.7	6	学生
10.9	7	無職
0.1	8	その他(具体的に)

*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員, 従業員。役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

標本抽出方法

母集団：全国の市区町村に居住する満20歳以上の者

目標回収数：2,000人

地点数：125地点

抽出方法：層化2段無作為抽出法

〔層化〕

1. 全国の市町村を、都道府県を単位として次の11地区に分類した。

(地区)

北海道地区＝北海道	(1道)
東北地区＝青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県	(6県)
関東地区＝茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県	(1都6県)
北陸地区＝新潟県, 富山県, 石川県, 福井県	(4県)
東山地区＝山梨県, 長野県, 岐阜県	(3県)
東海地区＝静岡県, 愛知県, 三重県	(3県)
近畿地区＝滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県	(2府4県)
中国地区＝鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県	(5県)
四国地区＝徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県	(4県)
北九州地区＝福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県	(4県)
南九州地区＝熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県	(4県)

2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように25分類しそれぞれを第1次層として、計65層とした。

○ 大都市（都市ごとに分類）

（東京都区部, 札幌市, 仙台市, さいたま市, 千葉市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 浜松市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 岡山市, 広島市, 北九州市, 福岡市, 熊本市）

○ 人口20万人以上の都市

○ 人口10万人以上の都市

○ 人口10万人未満の都市

○ 町村

（注）ここでのいう都市とは、令和2年1月1日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく令和2年1月1日現在の人口による。

〔目標回収数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における母集団数（令和2年1月1日現在の20歳以上人口）の大きさにより目標回収数及び調査地点数を配分した。

〔抽出〕

1. 第1次抽出単位となる調査地点として、平成27年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
2. 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時の当該母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

3. 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成27年国勢調査時の、市区町村コードに従った。
4. 調査地点における対象者の抽出は、性別年代別人口構成に応じて設定された目標回収数に達するまで行った。